

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行する IC キャッシュカードのうち、生体認証機能が付加された IC カード（以下「生体認証 IC カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。
- (4) 代理人の生体認証 IC カードの利用についても、この特約を適用します。

2. (生体認証)

- (1) この特約において生体認証とは、本人の手指静脈情報（以下「生体情報」といいます。）と生体認証 IC カードにあらかじめ記録した手指の静脈パターン情報（以下生体情報と手指静脈の記録情報を総称して「生体認証情報」といいます。）を、当金庫所定の取引（以下「生体認証対象取引」といいます。）を行う際に、照合すること（以下「生体認証情報の照合」といいます。）により本人認証を行う方式をいいます。
- (2) 生体認証を行うことができる預金機、支払機、振込機その他の機器（以下「生体認証対応自動機」といいます）は、当金庫が定めるものとします。

3. (生体情報の記録・変更)

- (1) 生体認証は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法で生体認証 IC カードに生体情報を記録したときから利用可能となります。
- (2) 生体認証 IC カードの再発行を受けた場合も、あらかじめ生体情報の記録が必要となります。また、代理人の生体認証 IC カードで生体認証を利用する場合には、代理人の生体情報の記録が必要となります。
- (3) 当金庫がやむを得ない事情があると認められた場合に限り、生体認証 IC カードに記録した生体情報を、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法により変更することができます。
- (4) 生体情報の記録または変更にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には生体認証の利用をおことわりすることがあります。
- (5) 生体認証 IC カードの利用をやめ、IC カードに変更する場合には、当金庫所定の窓口へ申し出てください。この変更は当金庫所定の手続きをした後に行います。

4. (生体認証情報の照合等)

- (1) 生体認証 IC カードを用いて、生体認証対応自動機により生体認証対象取引を行う場合、当金庫は、生体認証対応自動機の操作の際にされた生体認証 IC カードが、当金庫が本人に交付した生体認証 IC カードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することに加えて、入力された生体情報が生体認証 IC カードに記録された生体情報と一致することを当金庫所定の方法により確認いたします。
- (2) 生体認証対応自動機の故障等により生体認証情報の照合を行うことができない場合には、当金庫所定の他の認証方式を用いるものとします。

5. (個人情報等)

本人および代理人は、当金庫が、生体認証 IC カードによるサービスを提供するにあたり本人確認を行うために、以下について同意するものとします。

- (1) 本人および代理人が
 - ①生体認証 IC カードの IC チップ内に生体認証情報を登録するとき
 - ②IC チップ内に登録された生体認証情報を変更・確認するとき
 - ③生体認証 IC カードの利用を取りやめるときに、当金庫が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
- (2) 本人および代理人が生体認証 IC キャッシュカードを用いて当金庫所定の生体認証対応自動機で払戻し、振込、暗証番号の変更、その他当金庫が定めた取引を行うときに、当金庫が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・廃棄すること。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2022年9月1日現在)